

### 承認第3号

#### 専決処分の承認を求めることについて

米原市税条例等の一部を改正する条例（令和2年米原市条例第24号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年5月1日提出

米原市長 平尾道雄

#### 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）等が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、登記簿等に登録されている個人が死亡している場合に現所有者に賦課徴収に必要な申告をさせること等を行うため、緊急に米原市税条例（平成17年米原市条例第47号）等を改正する必要性が生じ、令和2年3月31日に米原市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専決処分書

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

米原市税条例等の一部を改正する条例（別紙）

令和 2 年 3 月 3 1 日

米 原 市 長 平 尾 道 雄

## 米原市税条例等の一部を改正する条例

(米原市税条例の一部改正)

第1条 米原市税条例（平成17年米原市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「もしくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項および第10項」を「第66条の7第5項および第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項および第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出しおよび同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同

条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条および次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地または家屋の現所有者の住所、氏名または名称、次号に規定する個人との関係および個人番号または法人番号(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名または名称および同号に規定する個人との関係)

(2) 土地または家屋の所有者として登記簿または土地補充課税台帳もしくは家屋補充課税台帳に登録または登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所および氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「または」を「もしくは」に、「によって」を「により、または現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号または第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号または第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号または第2号に掲げる製造たばこの売渡または消費等について、第98条第1項または第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号または第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

付則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

付則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

付則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

付則第 10 条中「または法附則第 15 条」を「または附則第 15 条」に改める。

付則第 10 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「附則第 15 条第 2 項第 6 号」を「附則第 15 条第 2 項第 5 号」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号イ」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ロ」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を削り、同条第 7 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ハ」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 8 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ホ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ニ」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 9 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号イ」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 10 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号ロ」に改め、同項を同条第 8 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

9 法附則第 15 条第 30 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

付則第 10 条の 2 第 11 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 13 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 14 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 15 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 16 項中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改め、同項を同条第 15 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

16 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

付則第 11 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

付則第 11 条の 2 の見出し中「平成 31 年度または平成 32 年度」を「令和元年度または令和 2 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 31 年度分または平成 32 年度分」を「令和元年度分または令和 2 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 31 年度適用土地または平成 31 年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地または令和元年度類似適用土地」に、「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に改める。

付則第 12 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「または法」を「または」に改める。

付則第 13 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 32 年度」

を「令和2年度」に、「または法」を「または」に改める。

付則第15条第1項中「または法」を「または」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

付則第17条の2第1項および第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

付則第22条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

(米原市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 米原市税条例等の一部を改正する条例（平成31年米原市条例第11号）の一部を次のように改正する。

付則第1条中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

付則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

付則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

付則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(米原市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 米原市税条例の一部を改正する条例（令和元年米原市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、米原市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

付則第1条第2号を次のように改める。

(2) 削除

付則第1条第3号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

付則第3条を次のように改める。

第3条 削除

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の米原市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項および同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第26号。次項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設または設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（米原市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 米原市税条例の一部を改正する条例（平成27年米原市条例第28号）の一部を次のように改正する。

付則第4条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項

の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(米原市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 米原市税条例等の一部を改正する条例（平成28年米原市条例第31号）の一部を次のように改正する。

付則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

付則第2条の2中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

付則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(米原市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 米原市税条例等の一部を改正する条例（平成29年米原市条例第31号）の一部を次のように改正する。

付則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

付則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(米原市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 米原市税条例等の一部を改正する条例（平成30年米原市条例第36号）の一部を次のように改正する。

付則第1条第5号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第6号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第7号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第8号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第9号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第10号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

付則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

付則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

付則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項および第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。



付則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項および第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

米原市税条例新旧対照表 第1条関係 (改正理由)

改正後	現 行	改正理由
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第 36 条の 3 の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者 (以下この条において「給与所得者」という。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者 (以下この条において「給与支払者」という。) から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等 (所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」と</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第 36 条の 3 の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者 (以下この条において「給与所得者」という。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者 (以下この条において「給与支払者」という。) から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等 (所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」と</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律等の改正にあわせて改正</li>   <li>・ 給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする等所要の措置</li> <li>・ 第 3 号削除による号ずれ</li> <li>・ 法律等の改正にあわせて改正</li> </ul>

<p>いう。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 法の施行地に本店または主たる事務所もしくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法第66条の7第5項および第11項</u>または第68条の91第4項および第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項および令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>いう。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者<u>もしくは単身児童扶養者である者</u>(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 法の施行地に本店または主たる事務所もしくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法第66条の7第4項および第10項</u>または第68条の91第4項および第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項および令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする等所要の措置</li> <li>・ 公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする等所要の措置</li> <li>・ 第3号削除による号ずれ</li> <li>・ 法律等の改正にあわせて改正</li> </ul>
--	--	--

<p>3～17 略 (固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 略</p> <p>2 前項の所有者とは、土地または家屋については、登記簿または土地補充課税台帳もしくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記または<u>登録がされている者</u>をいう。この場合において、所有者として登記または<u>登録がされている個人</u>が賦課期日前に死亡しているとき、もしくは所有者として登記または<u>登録がされている法人</u>が同日前に消滅しているとき、または所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地または家屋を現に所有している者をいう。</p> <p>3 略</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。<u>この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</u></p>	<p>3～17 略 (固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 略</p> <p>2 前項の所有者とは、土地または家屋については、登記簿または土地補充課税台帳もしくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記または<u>登録されている者</u>をいう。この場合において、所有者として登記または<u>登録されている個人</u>が賦課期日前に死亡しているとき、もしくは所有者として登記または<u>登録されている法人</u>が同日前に消滅しているとき、または所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地または家屋を現に所有している者をいう。</p> <p>3 略</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、<u>これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 規定の整備</li> <li>・ 当該使用者に通知することに関する規定の追加</li> </ul>
--	---	--

<p>5 <u>法第 343 条第 5 項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産の所有者の存在が不明である場合の法規定の新設にあわせて新設</li> </ul>
<p>6 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 46 条第 1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 45 条第 1 項第 1 号の事業を含む。以下この項において同じ。）または土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令もしくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、もしくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合または土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第 100 条の 2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 46 条第 1 項において適用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等または仮使用地について使用し、または収益するこ</p>	<p>5 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 46 条第 1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 45 条第 1 項第 1 号の事業を含む。以下この項において同じ。）または土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令もしくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、もしくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合または土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第 100 条の 2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 46 条第 1 項において適用する場合を含む。）の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等または仮使用地について使用し、または</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 5 項追加による項ずれ</li> <li>・文言整理</li> <li>・文言整理</li> <li>・文言整理</li> </ul>

<p>とができることとなった日から換地処分公告がある日または換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録がされている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等または仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日または換地計画の認可の公告があつた日から換地または保留地を取得した者が登記簿に当該換地または保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地または保留地を取得した者をもって当該換地または保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。</p> <p>7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地もしくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）または国が埋立てもしくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立てもしくは干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区および合併特例区（以下この項において「都道</p>	<p>収益することができることとなった日から換地処分公告がある日または換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等または仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日または換地計画の認可の公告があつた日から換地または保留地を取得した者が登記簿に当該換地または保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地または保留地を取得した者をもって当該換地または保留地に係る同項の所有者とみなす。</p> <p>6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によって使用する埋立地もしくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）または国が埋立てもしくは干拓によって造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立てもしくは干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区および合併特例区（以下この項において</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言整理</li>   <li>・ 規定の整備</li> <li>・ 第5項追加による項ずれ</li> <li>・ 文言整理</li>   <li>・ 文言整理</li> </ul>
---	--	--

<p>府県等」という。)以外の者が同法第 23 条第 1 項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第 1 項の所有者とみなし、都道府県等が同条第 1 項の規定により使用し、または国が埋立てもしくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等または国が当該埋立地等を都道府県等または国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第 87 条の 2 第 1 項の規定により国または都道府県が行う同項第 1 号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第 49 条の 3 に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第 1 項の所有者とみなすことができる。</p> <p>8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第 10 条の 2 の 15 で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもって第 1 項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>（固定資産税の課税標準）</p> <p>第 61 条 1～8 略</p>	<p>「都道府県等」という。)以外の者が同法第 23 条第 1 項の規定によって使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第 1 項の所有者とみなし、都道府県等が同条第 1 項の規定によって使用し、または国が埋立てもしくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等または国が当該埋立地等を都道府県等または国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第 87 条の 2 第 1 項の規定により国または都道府県が行う同項第 1 号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第 49 条の 2 に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第 1 項の所有者とみなす。</p> <p>7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第 10 条の 2 の 12 で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもって第 1 項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>（固定資産税の課税標準）</p> <p>第 61 条 1～8 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 法律等の改正にあわせて改正</li> <li>・ 規定の整備</li> <li>・ 法律等の改正にあわせて改正</li> </ul>
--	--	---

<p>9 住宅用地（法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する住宅用地をいう。以下この条および第 74 条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第 1 項から第 6 項までおよび法第 349 条の 3 第 11 項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地（法第 349 条の 3 の 2 第 2 項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第 1 項から第 6 項までおよび前項ならびに法第 349 条の 3 第 11 項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 6 分の 1 の額とする。</p> <p>（法第 349 条の 3 第 27 項等の条例で定める割合）</p> <p>第 61 条の 2 法第 349 条の 3 第 27 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。</p> <p>2 法第 349 条の 3 第 28 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。</p> <p>3 法第 349 条の 3 第 29 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。</p> <p>（現所有者の申告）</p> <p>第 74 条の 3 現所有者（法第 384 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条および次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>9 住宅用地（法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する住宅用地をいう。以下この条および第 74 条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第 1 項から第 6 項までおよび法第 349 条の 3 第 12 項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地（法第 349 条の 3 の 2 第 2 項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第 1 項から第 6 項までおよび前項ならびに法第 349 条の 3 第 12 項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 6 分の 1 の額とする。</p> <p>（法第 349 条の 3 第 28 項等の条例で定める割合）</p> <p>第 61 条の 2 法第 349 条の 3 第 28 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。</p> <p>2 法第 349 条の 3 第 29 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。</p> <p>3 法第 349 条の 3 第 30 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律等の改正にあわせて改正</li>   <li>・法律等の改正にあわせて改正</li>   <li>・法律等の改正にあわせて改正</li> <li>・法律等の改正にあわせて改正</li>   <li>・法律等の改正にあわせて改正</li>   <li>・法律等の改正にあわせて改正</li>   <li>・法規定の新設にあわせて新設 登記または補充課税台帳に所有者として登記または登録がされている個人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定の追加</li> </ul>
--	--	---





<p>号または第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、<u>施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。</u></p> <p>3 <u>第1項(法第469条第1項第3号または第4号に係る部分に限る。)</u>の規定は、卸売販売業者等が市長に<u>施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。</u></p> <p>4 略 (たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下本節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)および当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額ならびに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、およびその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第96条第3項に規定する書類および次条第1</u></p>	<p>2 <u>前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。</u></p> <p>3 略 (たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下本節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)および当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額ならびに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、およびその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第96条第2項に規定する書類および次条第1</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2項追加による項ずれ</li> <li>・課税免除の適用に当たって必要な手続の簡素化</li> <li>・第2項追加による項ずれ</li> <li>・項ずれによる改正</li> </ul>
---	--	---

<p>項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～5 略 (特別土地保有税の納税義務者等)</p> <p>第 131 条 1～5 略</p> <p>6 <u>第 54 条第 7 項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第 1 項の所有者」とあるのは「第 131 条第 1 項の土地の所有者または取得者」と、「同条第 1 項」とあるのは「同法第 23 条第 1 項」と読み替えるものとする。</p> <p>付 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第 6 条 平成 30 年度から令和 4 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第 34 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項 (第 2 号を除く。)」と、「まで」とあるのは「までならびに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項 (第 2 号に係る部分に限る。)」として、同</p>	<p>項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～5 略 (特別土地保有税の納税義務者等)</p> <p>第 131 条 1～5 略</p> <p>6 <u>第 54 条第 6 項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第 1 項の所有者」とあるのは「第 131 条第 1 項の土地の所有者または取得者」と、「同条第 1 項」とあるのは「同法第 23 条第 1 項」と読み替えるものとする。</p> <p>付 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第 6 条 平成 30 年度から平成 34 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第 34 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項 (第 2 号を除く。)」と、「まで」とあるのは「までならびに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項 (第 2 号に係る部分に限る。)」として、同</p>	<p>・ 項ずれによる改正</p> <p>・ 改元対応</p>
--	---	---------------------------------

<p>条の規定を適用することができる。</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3および第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>令和6年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市</p>	<p>条の規定を適用することができる。</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>平成45年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3および第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改元対応</li>   <li>・改元対応</li>   <li>・肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長</li> <li>・改元対応</li> </ul>
--	--	---

<p>長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 略 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「または第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「もしくは第349条の3の4から第349条の5までまたは<u>附則第15条から第15条の3の2まで</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 <u>法附則第15条第2項第5号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>3 <u>法附則第15条第30項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第30項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第30項第1号ハ</u>に規定する設備につ</p>	<p>長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 略 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「または第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「もしくは第349条の3の4から第349条の5までまたは<u>法附則第15条から第15条の3の2まで</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 <u>法附則第15条第2項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>3 <u>法附則第15条第2項第6号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第33項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第33項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第33項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第33項第1号ニ</u>に規定する設備につ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 公害防止設備に係る特例措置の廃止による規定の削除</li> <li>・ 法律等の改正にあわせて改正</li> <li>・ 第2項削除による項ずれ</li> <li>・ 法律等の改正にあわせて改正</li> <li>・ 第2項削除による項ずれ</li> <li>・ 法律等の改正にあわせて改正</li> <li>・ 第2項削除による項ずれ</li> <li>・ 法改正による該当条項の削除</li> <li>・ 法律等の改正にあわせて改正</li> </ul>
---	--	--

<p>いて同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定</p>	<p>いて同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>11 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>15 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2項削除による項ずれ</li> <li>・法律等の改正にあわせて改正</li> <li>・第2項削除による項ずれ</li> <li>・法律等の改正にあわせて改正</li> <li>・第2項削除による項ずれ</li> <li>・法律等の改正にあわせて改正</li> <li>・第2項削除による項ずれ</li> <li>・特定水力発電設備の課税標準の参酌標準を基に条例で定める割合に関する規定を追加</li> <li>・法律等の改正にあわせて改正</li> <li>・第2項削除・第9項追加による項ずれ</li> <li>・法律等の改正にあわせて改正</li> <li>・第2項削除・第9項追加による項ずれ</li> <li>・法律等の改正にあわせて改正</li> <li>・第2項削除・第9項追加による項ずれ</li> <li>・法律等の改正にあわせて改正</li> <li>・第2項削除・第9項追加による項ずれ</li> <li>・法律等の改正にあわせて改正</li> </ul>
--	--	---

<p>める割合は、3分の1とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する<u>法附則第15条第41項</u>に規定する機械装置等にあつては、零）とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第47項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。</p> <p>17 略 （土地に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p> <p>第11条 略 （<u>令和元年度</u>または<u>令和2年度</u>における土地の価格の特例）</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的および社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和元年度分</u>または<u>令和2年度分</u>の固定資産税に限</p>	<p>める割合は、3分の1とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第47項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する<u>法附則第15条第47項</u>に規定する機械装置等にあつては、零）とする。</p> <p>17 略 （土地に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p> <p>第11条 略 （<u>平成31年度</u>または<u>平成32年度</u>における土地の価格の特例）</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的および社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>平成31年度分</u>または<u>平成32年度分</u>の固定資産税に限</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2項削除・第9項追加による項ずれ</li> <li>・法律等の改正にあわせて改正</li> <li>・第2項削除・第9項追加による項ずれ</li>   <li>・法律等の改正にあわせて改正</li> <li>・水防法の浸水被害軽減地区に指定される部分の課税標準の参酌標準を基に条例で定める割合に関する規定を追加</li> <li>・改元対応</li>   <li>・改元対応</li>   <li>・改元対応</li> </ul>
---	--	--

<p>り、当該土地の修正価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する<u>令和元年度適用土地または令和元年度類似適用土地</u>であって、<u>令和 2 年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成 30 年度から<u>令和 2 年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第 12 条 宅地等に係る平成 30 年度から<u>令和 2 年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 <u>または附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用</u>を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に</p>	<p>り、当該土地の修正価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する<u>平成 31 年度適用土地または平成 31 年度類似適用土地</u>であって、<u>平成 32 年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成 30 年度から<u>平成 32 年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第 12 条 宅地等に係る平成 30 年度から<u>平成 32 年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 <u>または法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用</u>を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改元対応</li> <li>・改元対応</li>   <li>・改元対応</li>   <li>・改元対応</li>   <li>・文言整理</li> </ul>
--	--	---



<p>定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30 年度から <u>令和 2 年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 <u>または</u>附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 30 年度から <u>令和 2 年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 <u>または</u>附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定</p>	<p>定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30 年度から <u>平成 32 年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 <u>または</u>法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 30 年度から <u>平成 32 年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 <u>または</u>法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改元対応</li> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 改元対応</li> <li>・ 文言整理</li> </ul>
--	---	--

<p>に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た</p>	<p>に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得</p>	<p>・改元対応</p> <p>・文言整理</p> <p>・改元対応</p> <p>・文言整理</p>
--	---	---

<p>額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改元対応</li> <li>・改元対応</li> <li>・文言整理</li> </ul>
<p style="text-align: center;">略</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 付則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2</p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 付則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2</p>	

<p>または附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第 1 号および第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第 12 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格（法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第 17 条の 2 昭和 63 年度から令和 5 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年</p>	<p>または法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第 1 号および第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第 12 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格（法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第 17 条の 2 昭和 63 年度から平成 32 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 改元対応</li>   <li>・ 改元対応</li>   <li>・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る</li> </ul>
--	---	---

<p>中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地の</p>	<p>年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地の</p>	<p>課税の特例について、適用期限を3年延長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改元対応</li> </ul>
--	--	--



<p>第9条の2の規定は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和元年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第34条の7第1項および付則第9条の2の規定の適用については、<u>令和2年度分</u>の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第9条の2の規定は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成31年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第34条の7第1項および付則第9条の2の規定の適用については、<u>平成32年度分</u>の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改元対応</li> <li>・改元対応</li> <li>・改元対応</li> </ul>																		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="136 568 327 810">第34条の7 第1項</td> <td data-bbox="327 568 510 810">特例控除対象寄附金</td> <td data-bbox="510 568 853 810">特例控除対象寄附金または同条第1項第1号に掲げる寄附金（<u>令和元年6月1日</u>前に支出したものに限る。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 810 327 1155">付則第9条の2</td> <td data-bbox="327 810 510 1155">特例控除対象寄附金</td> <td data-bbox="510 810 853 1155">特例控除対象寄附金または法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（<u>令和元年6月1日</u>前に支出したものに限る。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1155 327 1155"></td> <td data-bbox="327 1155 510 1155">略</td> <td data-bbox="510 1155 853 1155"></td> </tr> </table>	第34条の7 第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金または同条第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）	付則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金または法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）		略		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="853 568 1037 810">第34条の7 第1項</td> <td data-bbox="1037 568 1220 810">特例控除対象寄附金</td> <td data-bbox="1220 568 1570 810">特例控除対象寄附金または同条第1項第1号に掲げる寄附金（<u>平成31年6月1日</u>前に支出したものに限る。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="853 810 1037 1155">付則第9条の2</td> <td data-bbox="1037 810 1220 1155">特例控除対象寄附金</td> <td data-bbox="1220 810 1570 1155">特例控除対象寄附金または法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（<u>平成31年6月1日</u>前に支出したものに限る。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="853 1155 1037 1155"></td> <td data-bbox="1037 1155 1220 1155">略</td> <td data-bbox="1220 1155 1570 1155"></td> </tr> </table>	第34条の7 第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金または同条第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）	付則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金または法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）		略		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改元対応</li> <li>・改元対応</li> </ul>
第34条の7 第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金または同条第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）																		
付則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金または法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）																		
	略																			
第34条の7 第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金または同条第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）																		
付則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金または法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）																		
	略																			
<p>4 略</p> <p>（固定資産税に関する経過措置）</p> <p>第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p>	<p>4 略</p> <p>（固定資産税に関する経過措置）</p> <p>第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改元対応</li> </ul>																		

<p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、<u>令和元年度分</u>の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、<u>平成31年度分</u>の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改元対応</li> </ul>
--	---	---

米原市税条例の一部を改正する条例（令和元年米原市条例第14号）新旧対照表 第3条関係（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>第2条 米原市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 削除</u></p> <p>(3) 第2条および付則第5条の規定 令和3年4月1日</p> <p><u>第3条 削除</u></p>	<p>第2条 米原市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第24条第1項第2号中「または寡夫」を「、寡夫または単身児童扶養者」に改める。</u></p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 第2条中米原市税条例第24条の改正規定および付則第3条の規定 令和3年1月1日</u></p> <p>(3) 第2条 <u>(前号に掲げる改正規定を除く。)</u> および付則第5条の規定 令和3年4月1日</p> <p><u>第3条 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の米原市税条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単身児童扶養者を個人の市民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削る等所要の措置</li> <li>・単身児童扶養者を個人の市民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削る等所要の措置</li> <li>・単身児童扶養者を個人の市民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削る等所要の措置</li> </ul>



	<p><u>市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u></p>	
--	--	--

米原市税条例の一部を改正する条例（平成27年米原市条例第28号）新旧対照表 付則第4条関係（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>付 則 （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、米原市税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 平成30年4月1日から<u>令和元年9月30日</u>まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3～12 略</p> <p>13 <u>令和元年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみな</p>	<p>付 則 （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、米原市税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3～12 略</p> <p>13 <u>平成31年10月1日</u>前に法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同</p>	<p>・改元対応</p> <p>・改元対応</p>

して同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	略	
	平成28年5月2日	<u>令和元年10月31日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>令和2年3月31日</u>
略		

項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	略	
	平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>
略		

- ・改元対応
- ・改元対応

米原市税条例等の一部を改正する条例（平成 28 年米原市条例第 31 号）新旧対照表 付則第 5 条関係（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める 日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第 1 条の 2 および第 2 条の規定ならびに第 3 条中米原市税条例の一部を改正する条例付則第 4 条第 7 項の表第 19 条第 3 号の項の改正規定（「第 98 条第 1 項」を「第 80 条の 7 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」に改める部分に限る。）ならびに付則 第 2 条の 2 および付則第 4 条の規定 <u>令和元年 10 月 1 日</u></p> <p>第 2 条の 2 第 1 条の 2 の規定による改正後の米原市 税条例（附則第 4 条において「<u>元年新条例</u>」という。） 第 34 条の 4 の規定は、<u>令和元年 10 月 1 日</u>以後に開始 する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開 始する連結事業年度分の法人の市民税について適用 し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税およ び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税 については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第 4 条 <u>元年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割 に関する部分は、<u>令和元年 10 月 1 日</u>以後に取得され</p>	<p>付 則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める 日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第 1 条の 2 および第 2 条の規定ならびに第 3 条中米原市税条例の一部を改正する条例付則第 4 条第 7 項の表第 19 条第 3 号の項の改正規定（「第 98 条第 1 項」を「第 80 条の 7 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」に改める部分に限る。）ならびに付則 第 2 条の 2 および付則第 4 条の規定 <u>平成 31 年 10 月 1 日</u></p> <p>第 2 条の 2 第 1 条の 2 の規定による改正後の米原市 税条例（付則第 4 条において「<u>31 年新条例</u>」という。） 第 34 条の 4 の規定は、<u>平成 31 年 10 月 1 日</u>以後に開 始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に 開始する連結事業年度分の法人の市民税について適 用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税お よび同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民 税については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第 4 条 <u>31 年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割 に関する部分は、<u>平成 31 年 10 月 1 日</u>以後に取得され</p>	<p>・改元対応</p> <p>・改元対応</p> <p>・改元対応</p> <p>・改元対応</p> <p>・改元対応</p>

<p>た3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 元年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p>た3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改元対応</li> <li>・改元対応</li> <li>・改元対応</li> </ul>
---	--	---

米原市税条例等の一部を改正する条例（平成29年米原市条例第31号）新旧対照表 付則第6条関係（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2条の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 第1条の規定による改正後の米原市税条例（以下「新条例」という。）付則第5条第1項の規定は、<u>令和元年度以後の年度分の個人の市民税</u>について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2条の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 第1条の規定による改正後の米原市税条例（以下「新条例」という。）付則第5条第1項の規定は、<u>平成31年度以後の年度分の個人の市民税</u>について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改元対応</li> <li>・改元対応</li> </ul>

米原市税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年米原市条例第 36 号）新旧対照表 付則第 7 条関係（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第 2 条中米原市税条例第 94 条第 3 項の改正規定 <u>令和元年 10 月 1 日</u></p> <p>(6) 第 1 条中米原市税条例第 23 条第 1 項および第 3 項ならびに第 48 条第 1 項の改正規定ならびに同条に 3 項を加える改正規定ならびに次条第 3 項の規定 <u>令和 2 年 4 月 1 日</u></p> <p>(7) 第 3 条ならびに付則第 7 条および第 8 条の規定 <u>令和 2 年 10 月 1 日</u></p> <p>(8) 第 1 条中米原市税条例第 24 条第 1 項第 2 号の改正規定、同条第 2 項の改正規定（第 2 号に掲げる改正規定を除く。）ならびに同条例第 34 条の 2 および第 34 条の 6 の改正規定ならびに同条例付則第 5 条の改正規定ならびに次条第 2 項の規定 <u>令和 3 年 1 月 1 日</u></p> <p>(9) 第 4 条ならびに附則第 9 条および第 10 条の規定 <u>令和 3 年 10 月 1 日</u></p> <p>(10) 第 5 条の規定 <u>令和 4 年 10 月 1 日</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p>	<p>付 則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第 2 条中米原市税条例第 94 条第 3 項の改正規定 <u>平成 31 年 10 月 1 日</u></p> <p>(6) 第 1 条中米原市税条例第 23 条第 1 項および第 3 項ならびに第 48 条第 1 項の改正規定ならびに同条に 3 項を加える改正規定ならびに次条第 3 項の規定 <u>平成 32 年 4 月 1 日</u></p> <p>(7) 第 3 条ならびに付則第 7 条および第 8 条の規定 <u>平成 32 年 10 月 1 日</u></p> <p>(8) 第 1 条中米原市税条例第 24 条第 1 項第 2 号の改正規定、同条第 2 項の改正規定（第 2 号に掲げる改正規定を除く。）ならびに同条例第 34 条の 2 および第 34 条の 6 の改正規定ならびに同条例付則第 5 条の改正規定ならびに次条第 2 項の規定 <u>平成 33 年 1 月 1 日</u></p> <p>(9) 第 4 条ならびに付則第 9 条および第 10 条の規定 <u>平成 33 年 10 月 1 日</u></p> <p>(10) 第 5 条の規定 <u>平成 34 年 10 月 1 日</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p>	<p>・改元対応</p> <p>・改元対応</p> <p>・改元対応</p> <p>・改元対応</p> <p>・改元対応</p> <p>・改元対応</p>

<p>第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の米原市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第8号に掲げる規定による改正後の米原市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和2年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 略 (手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 平成30年10月1日から<u>令和元年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。 (手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>第8条 <u>令和2年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等とし</p>	<p>第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の米原市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第8号に掲げる規定による改正後の米原市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成32年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 略 (手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 平成30年10月1日から<u>平成31年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。 (手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>第8条 <u>平成32年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等とし</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改元対応</li>   <li>・改元対応</li> <li>・改元対応</li>   <li>・改元対応</li>   <li>・改元対応</li> </ul>
---	--	---

<p>て当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。付則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を<u>令和2年11月2日</u>までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>令和3年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の米原市税条例（以下この項および次項において「<u>2年新条例</u>」という。）第19条、第98条第4項および第5項、第100条の2ならびに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>2年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ</p>	<p>て当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。付則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を<u>平成32年11月2日</u>までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>平成33年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の米原市税条例（以下この項および次項において「<u>32年新条例</u>」という。）第19条、第98条第4項および第5項、第100条の2ならびに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>32年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ</p>	<p>・改元対応</p> <p>・改元対応</p> <p>・改元対応</p> <p>・改元対応</p>
---	---	---





<p>こととなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の米原市税条例（以下この項および次項において「<u>3年新条例</u>」という。）第19条、第98条第4項および第5項、第100条の2ならびに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>3年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>ることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の米原市税条例（以下この項および次項において「<u>33年新条例</u>」という。）第19条、第98条第4項および第5項、第100条の2ならびに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>33年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>・改元対応</p> <p>・改元対応</p> <p>・改元対応</p> <p>・改元対応</p>
---	--	---

略	略	
<p>5 <u>3年新条例</u>第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 または第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由およびその他参考となるべき事項」欄に、当該控除または還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、または課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>	<p>5 <u>33年新条例</u>第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 または第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由およびその他参考となるべき事項」欄に、当該控除または還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、または課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>	<p>・改元対応</p>